

ひょうごユニバーサル社会づくり 総合指針改定骨子案について

令和6年度兵庫県社会福祉審議会 第2回ユニバーサル社会専門分科会

令和6年8月22日

事務局：兵庫県福祉部ユニバーサル推進課

「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」改定骨子案(事務局案)

1 構成

I 改定の趣旨

- 趣旨
- 経緯

II 改定総合指針の位置づけ

- 「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」に基づく位置づけ
5つの基本理念(ひと・参加・情報・まち・もの)に基づき施策を総合的に実施するための指針
※理念条例である本条例の実現に向けた県施策の基本的な方針を示す
- 「障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例(ひょうご・スマイル条例)」に基づく位置づけ
障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する計画
※「3 情報」部分
- 「ひょうごビジョン2050」の下位計画

III 計画の始期及び運用

- 令和7年4月～ ※社会情勢やユニバーサル社会づくりの取組状況を踏まえながら必要に応じて見直し
- 毎年実施施策をとりまとめ公表

IV 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿

- めざすべき社会像 ※次ページ参照
- 5つの基本理念

V 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿

- 5つの基本理念毎に今後の取組を中心に記載 ※具体的な施策は記載しない

2 骨子案

めざすべき
社会像

全ての人が尊重され、互いに支え合い、持てる力を発揮して**活躍**することができる社会

基本理念 1 「ひと」

相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが**社会の一員**として相互に人格と個性を尊重し、理解し、支え合う**ひとづくりを進める**

現行《県施策の取組方針》

- | | |
|-----|---|
| (1) | 学校教育や生涯学習等様々な場を通じて豊かな心を育み、基本理念への理解を深める機会の提供 |
| (2) | 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施 |
| (3) | ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成 |



改正案《県施策の取組方針》

- | | |
|-----|---|
| (1) | 様々な場を通じて豊かな心を育み、ユニバーサル社会づくりの基本理念への理解を深める機会の提供 |
| (2) | 障害など困難を抱える子どもが自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施 |
| (3) | ユニバーサル社会づくりを地域や職場で率先して行う人材や専門的知見を有する人材の育成 |

メモ

- ・人づくり
- ・(1) 全ての人への啓発
- ・(2) 当事者である子どもへの教育
- ・(3) ユニバーサル社会を推進するための人材育成

施策事例

- (1)ユニバーサル社会づくり顕彰、認知症希望大使本人発信
- (2)不登校対策プロジェクト、インクルーシブな学校運営モデル研究
- (3)意思決定支援研修、外国人介護職員コミュニケーション支援

基本理念 2 「参加」

全ての人がある能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働くとともに、地域社会の様々な活動に参加できるよう、多様な選択肢が用意された社会をめざす。また、障害のある人などの社会参加にあたっての障壁を取り除き、自らの能力を最大限発揮できる機会を確保する

現行《県施策の取組方針》

- | | |
|-----|---|
| (1) | 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備 |
| (2) | 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備 |
| (3) | 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備 |
| (4) | 文化芸術活動、スポーツ等を通じた、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進 |



改正案《県施策の取組方針》

- (1) 全ての人がある状況や能力に応じて、いろいろな働き方を選択し自立をめざすことができる環境の整備
- (2) 地域に見守られながらだれもが安心して出産し子育てができる体制の整備
- (3) 障害者や複合的な要因又は制度の狭間で困難を抱える人などが社会参加し、自分らしく暮らしていく上で障壁となるものを除去するための支援体制の整備
- (4) 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援体制の整備
- (5) 地域活動や文化芸術、スポーツ活動を通じた交流と社会参加及び自立の促進

メモ

- ・ (1) は限定的な記載となっているため幅広く「働き方」とした
- ・ (2) は限定的な記載となっていること、また子育てへの支援を強調するため出産・子育て支援全般（(4)除く）の項目とした
- ・ (3) は複合的・制度の狭間の課題を明記（地域福祉支援計画）
- ・ (4) はH30以降新たな取組の多い子どもを対象にした（3）
- ・ (5) は文化芸術、スポーツ活動だけでなく地域活動全般を通じ社会参加や自立に繋げることも記載

施策事例

- (1) 農福連携、ミモザ企業認定制度
- (2) 不妊治療等支援、子育て応援の店普及推進
- (3) 人権ダイバーシティ推進、改正障害者差別解消法啓発、ひきこもり対策への総合的な支援
- (4) 医療的ケア児支援、ヤングケアラー支援、ケアラー支援
- (5) 障害者芸術「する・みる・ささえる」、ユニバーサルなスポーツ施設調査検討

基本理念 3 「情報」

生活に必要な情報を円滑に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

ひょうごスマイル条例に基づき、情報通信技術(ICT)の活用や、筆記や手話、音声や光など様々な情報伝達手段を組み合わすことにより、だれもが理解しやすい情報を容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようにする。特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が届く体制を整備する

現行《県施策の取組方針》

- | | |
|-----|--|
| (1) | 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置の実施 |
| (2) | 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保 |
| (3) | 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備 |
| (4) | 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備 |



改正案《県施策の取組方針》

- | | |
|-----|--|
| (1) | 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得及び利用することができる措置の実施 |
| (2) | 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保 |
| (3) | 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備 |
| (4) | 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備 |

メモ

- ・ (1) はスマイル条例に基づき「利用」の追加

施策事例

- (1) 県主催イベントにおける情報配慮、オーディオブック充実強化
- (2) 手話普及促進、生活点字普及促進
- (3) ひょうご防災ネット、外国人県民安全・安心基盤整備事業
- (4) 障害者・高齢者デジタルデバイド解消

基本理念 4 「まち」

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

だれもが、住み慣れた地域で、自立し、安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに気兼ねなく安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める

現行《県施策の取組方針》

(1)	心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備促進
(2)	安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備促進
(3)	地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
(4)	自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービス提供の促進



改正案《県施策の取組方針》

(1)	心身の機能の低下などによる利用の状況の変化に対応した住宅の整備促進
(2)	安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備促進
(3)	地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
(4)	自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービス提供の促進



- ・ (1) は堅い文言を一部修正

施策事例

- (1)人生いきいき住宅助成
- (2)ユニバーサルツーリズム推進
- (3)ユニバーサル社会づくり推進地区整備
- (4)兵庫県地域見守りネットワーク応援協定 6

基本理念 5 「もの」

全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。
また、サービスの提供者と利用者が信頼関係で結ばれる質の高いサービスをめざす

現行・改正案《県施策の取組方針》

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進
- (2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービス提供の促進

施策事例

- (1)福祉機器展示3施設連携
- (2)介護ロボット導入・生産性向上支援
- (3)ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画推進